



鳥取県公報

平成 18 年 12 月 14 日(木)
号外第 170 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県道の区域の変更 (879) (道路企画課)	2
	県道の供用の開始 (880) (〃)	2

告 示

鳥取県告示第 879 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 14 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩美線	変更前	鳥取市国府町殿字坂ノ上155-3地先から同市国府町楠城字北城戸209-3地先まで	3.8~18.0	3,166.0
		鳥取市国府町殿字坂ノ上158-1地先から同市国府町殿字上屋敷93-4地先まで	6.3~7.9	332.0
		鳥取市国府町殿字懸間坂ノ上155-3地先から同市国府町殿字懸間川添59-5地先まで	7.2~16.6	275.0
		鳥取市国府町楠城字向河原393-1地先から同字391-3地先まで	9.5~14.5	82.0
	変更後	鳥取市国府町殿字坂ノ上155-3地先から同市国府町楠城字北城戸209-3地先まで	11.6 ~303.1	4,351.0

鳥取県告示第 880 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成 18 年 12 月 14 日から 2 週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目 220）において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 12 月 14 日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取国府岩美線	鳥取市国府町殿字坂ノ上155-1地先から同市国府町楠城字北城戸209-3地先まで	平成18年12月14日